

社会福祉法人みどり福祉会  
役員等及び評議員の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みどり福祉会の役員及び第三者委員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは理事及び監事をいう。

(理事の出席)

第3条 役員及び第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長に命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事長が各会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合には、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

監事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長に命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(第三者委員の報酬)

第6条 第三者委員が苦情解決に向けての調整、助言などの業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の出席)

第7条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会の業務にあたった場合は、別表

1により実費弁償費を支払うことができる。

評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長に命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則の規定を準用し、旅費を支給する。

2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(摘要除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員等は、この規定を摘要しない。

(改正)

第11条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

1.この規定は、平成22年5月25日から適用する。

2.この規約は、平成29年3月1日より適用する。

別表 1

実費弁償費	
理事	5,000円
監事	5,000円
第三者委員	5,000円
評議員	5,000円
評議員選任・解任委員	5,000円

別表 2

報酬	
理事業務日当（指導監査等立会日当等）	5,000円
監事監査指導日当等	5,000円
評議員選任・解任委員業務日当	5,000円